

平成 29 年 10 月 17 日

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
担当 事務局長 岩岡 宏保 様

有限会社ワイズエステート

〒354-0035

埼玉県富士見市ふじみ野西 3-13-6

TEL049-278-7700 FAX049-278-7701

平成 29 年 10 月 13 日付け弊社宛に頂きました差止請求書につきましての回答書は以下の通りです。

第 1 差止請求について

前回の回答書で弊社使用の賃貸借契約書は弊社が加入しております全宅連のホームページからのダウンロード可能な賃貸借契約書をそのまま使用していると返答致しましたが御会が全宅連に問い合わせしたところ宅建業者の賃貸人・賃借人の要請・地域の商慣習等に応じて適宜編集することを前提としているものと回答なされたということで弊社は御会の請求しております消費者契約法第 10 条に違反する条項を契約書条文より使用停止することに致します。

現在賃貸借契約を締結している賃借人に関しましては全宅連が記載している契約書条項 13 条 4 項は該当しないとし更新時には該当する項目は削除した更新契約書を使用することとします。

以上